

議案第 2 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、下記の市道を変更したいので、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

沼田市長 横 山 公 一

記

路線名		起点	終点	幅員	延長	重要な経由地
栄町西中央線 (2057号線)	旧	栄町字栄町西宅地添 196番5地先	栄町字栄町西宅地添 195番地先	m 5.00～ 6.40	m 109.90	利根実業高校
	新	栄町字東下原 5番1地先	栄町字栄町西宅地添 192番3地先	m 5.00～ 10.20	m 650.30	利根実業高校 沼田脳神経外科
東下原線 (2063号線)	旧	大字戸鹿野町字東下原 5番1地先	大字戸鹿野町字栄町東宅地添 102番1地先	m 5.20～ 10.20	m 540.40	
	新	栄町字東上原 59番4地先	栄町字栄町西宅地添 192番3地先	m 5.00～ 14.90	m 814.30	利根実業高校 沼田脳神経外科
上久屋南北 3 号線 (2225号線)	旧	上久屋町字上原 355番地先	大字上久屋町字上原 327番地先	m 5.30～ 8.00	m 305.70	
	新	久屋原町字上原 310番9地先	久屋原町字高平割 355番1地先	m 5.30～ 8.00	m 315.70	

議案第3号

財産の貸付について

下記のとおり財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和29年条例第11号）第16条第1項第3号に規定する期間を超えて財産を貸し付けたいので、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

沼田市長 横 山 公 一

記

1 貸付をする財産

所 在 沼田市下之町888番地
庁舎等複合施設1階の一部

延床面積 585.99㎡

2 貸付の相手方

沼田市横塚町1207番地

有限会社小池

代表取締役 小 池 岳 仁

3 貸付の期間

平成31年（2019年）5月7日から平成41年（2029年）3月31日まで

議案第4号

財産の貸付について

下記のとおり財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和29年条例第11号）第16条第1項第3号に規定する期間を超えて財産を貸し付けたいので、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

沼田市長 横山 公一

記

1 貸付をする財産

所 在 沼田市下之町888番地
 庁舎等複合施設1階の一部
延床面積 248.97㎡

2 貸付の相手方

沼田市桜町1966番地2
株式会社サンモール
代表取締役 大 矢 卓

3 貸付の期間

平成31年（2019年）5月7日から平成41年（2029年）3月31日まで

議案第5号

財産の減額貸付について

下記のとおり貸付料を減額して財産を貸し付けたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

沼田市長 横 山 公 一

記

1 減額貸付をする財産

所 在 沼田市下之町888番地
庁舎等複合施設7階の一部
延床面積 317.28㎡

2 減額貸付の相手方

沼田市西倉内町669番地1
沼田商工会議所
会頭 宇 敷 正

3 減額貸付の期間

平成31年（2019年）5月7日から平成36年（2024年）3月31日まで

4 減額後の貸付料

月額 122,152円（消費税相当額を除く。）

議案第 6 号

財産の無償貸付について

下記のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

沼田市長 横 山 公 一

記

1 無償貸付をする財産

所 在 沼田市下之町 888 番地

庁舎等複合施設塔屋機械室 2 の一部及びその屋上の一部

使用目的 送受信アンテナ及び送信設備等の設置

2 無償貸付の相手方

沼田市下之町 1018 番地

沼田エフエム放送株式会社

代表取締役社長 柳 信 男

3 無償貸付の期間

平成 31 年（2019 年）5 月 7 日から平成 36 年（2024 年）3 月 31 日まで

議案第7号

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第28.6条第1項の規定に基づき、群馬県市町村総合事務組合同約（平成2年群馬県指令地第18号）を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

沼田市長 横 山 公 一

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書

群馬県市町村総合事務組合規約を下記の群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約により変更するものとする。

記

群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

群馬県市町村総合事務組合規約（平成2年群馬県指令地第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中「吾妻広域町村圏振興整備組合」を「富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合」に改める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 8 号

沼田市公告式条例の一部を改正する条例について

沼田市公告式条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市公告式条例の一部を改正する条例

沼田市公告式条例（昭和29年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 沼田市役所前掲示場
- (2) 沼田市白沢支所前掲示場
- (3) 沼田市利根支所前掲示場

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年5月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の沼田市公告式条例の規定により公布又は公表されている条例、規則その他の規程の施行については、なお従前の例による。

議案第 9 号

沼田市部設置条例の一部を改正する条例について

沼田市部設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市部設置条例の一部を改正する条例

沼田市部設置条例（昭和５９年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中イ及びウを削り、エをイとし、オからクまでをウからカまでとし、同条第３号中オをクとし、エをキとし、ウの次に次のように加える。

エ 国民健康保険に関する事項

オ 国民年金に関する事項

カ 後期高齢者医療に関する事項

附 則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

議案第10号

沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月26日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

沼田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。